

平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する事業」の一部を、下記のとおり変更する。

(3) 料金の額及びその徴収期間

別紙-3を別紙-3のとおり改め、平成25年7月1日から適用する。

## 料金の額及びその徴収期間

# 1. 料金の額

## (1) 料金の額

①本申請書「1. 高速道路の路線名」中(1)から(19)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間は、高速国道のうち、ロの均一制を適用する区間以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	関越 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	31.488
普通車	24.6	29.52	39.36
中型車	29.52	35.424	47.232
大型車	40.59	48.708	64.944
特大車	67.65	81.18	108.24

B 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。)

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関越特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。)

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。)

(注4) 上表において「関越特別区間」とあるのは、関越自動車道新潟線の水上インターチェンジから湯沢インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道6号(仙台東部道路)(以下「仙台東部道路」という。)、一般国道6号(仙台南部道路)(以下「仙台南部道路」という。)、

一般国道7号（秋田自動車道（秋田外環状道路））（以下「秋田外環状道路」という。）、一般国道14号及び16号（京葉道路）（以下「京葉道路」という。）、一般国道45号（三陸縦貫自動車道（仙塩道路））（以下「仙塩道路」という。）、一般国道47号（仙台北部道路）（以下、「仙台北部道路」という。）、一般国道126号（千葉東金道路）（以下「千葉東金道路」という。）、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）（以下「東京湾横断・木更津東金道路」という。）又は一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から山武市まで（あきる野インターチェンジを含む））（以下「首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）」という。）が介在し、これらの道路と高速国道のみを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとする。

C 周回走行が可能な区間（以下「ループ」という。）を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を加算したものとする。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'n：大都市近郊区間（n1）及び関越特別区間（n2）のキロ程（単位：キロメートル）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'n：大都市近郊区間（n1）及び関越特別区間（n2）の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ハ) 消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税（以下「消費税及び地方消費税」という。）の転嫁並びに料金の単位

ロ) に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に1.05を乗じ、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ニ) 料金変更における激変緩和措置

A 平成7年4月9日以前に、別添4の(A)に掲げる額（単位：円）であった料金について、ロ) に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に1.03を乗じ、24捨25入により50円単位の端数処理を行った額（以下「調整

額」という。)が(B)に掲げる料金の額(単位:円)以上となる場合には、イ)からハ)の規定にかかわらず(C)の額(単位:円)を適用するものとする。

B 調整額が500円以下で、かつ、上記算出方法によって得た料金の額が調整額を超える場合には、上記算出による額を調整額に据置くものとする。

ホ) インターチェンジ相互間の料金の額に係る調整

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、丙インターチェンジが存する場合において、ロ)からニ)に定める方法により算出された甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額が、同様に算出された甲インターチェンジと丙インターチェンジ相互間の料金の額と、丙インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額との合算額を超えるときは、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額は、その合算額とする。

へ) 料金算出方法の特例

A ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額の特例

ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額は、転回前におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間及び転回後におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間について、ロ)からホ)に定める方法により、それぞれ算出するものとする。ただし、この場合、利用1回に対して課する料金の額については、(ロ)ロ)の規定にかかわらず、転回の前後についてそれぞれ75円とする。

B 北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ)により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ)からへ)Aに定める方法により算出した額とト)Aに定める当該相互間の料金の額との合算額とする。

C 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合における料金の額は、イ)により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ)からへ)Aに定める方法により算出した額とト)B(A)に定める当該相互間の料金の額との合算額とする。

ト) 料金の額の特例

A 北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の料金の額の特例

十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)からへ)の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
十勝清水インターチェンジから 芽室インターチェンジまで	500	600	650	800	1,350
十勝清水インターチェンジから 帯広ジャンクションまで	500	600	650	800	1,350
十勝清水インターチェンジから 音更帯広インターチェンジまで	500	600	650	800	1,350
十勝清水インターチェンジから 池田インターチェンジまで	950	1,100	1,250	1,600	2,650
十勝清水インターチェンジから 本別インターチェンジまで	1,400	1,700	2,050	2,750	4,450
十勝清水インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	1,400	1,700	2,050	2,750	4,450
芽室インターチェンジから 帯広ジャンクションまで	250	250	250	300	400
芽室インターチェンジから 音更帯広インターチェンジまで	400	450	450	600	950
芽室インターチェンジから 池田インターチェンジまで	850	950	1,050	1,400	2,250
芽室インターチェンジから 本別インターチェンジまで	1,300	1,550	1,850	2,550	4,050
芽室インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	1,300	1,550	1,850	2,550	4,050
帯広ジャンクションから 音更帯広インターチェンジまで	250	250	250	300	400
帯広ジャンクションから 池田インターチェンジまで	700	750	850	1,100	1,700
帯広ジャンクションから 本別インターチェンジまで	1,150	1,350	1,650	2,250	3,500
帯広ジャンクションから 足寄インターチェンジまで	1,150	1,350	1,650	2,250	3,500
音更帯広インターチェンジから 池田インターチェンジまで	450	500	600	800	1,300
音更帯広インターチェンジから 本別インターチェンジまで	900	1,100	1,400	1,950	3,100
音更帯広インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	900	1,100	1,400	1,950	3,100
池田インターチェンジから 本別インターチェンジまで	450	600	800	1,150	1,800
池田インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	450	600	800	1,150	1,800
本別インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	400	450	500	650	1,000

B 東北横断自動車道酒田線の料金の額の特例

(A) 笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)からへの規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
笹谷インターチェンジから 関沢インターチェンジまで	150	200	200	300	550

(B) 湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)からへの規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湯殿山インターチェンジから 庄内あさひインターチェンジまで	200	200	300	350	550
庄内あさひインターチェンジから 鶴岡インターチェンジまで	300	350	400	550	850
鶴岡インターチェンジから 庄内空港インターチェンジまで	200	250	300	400	650
鶴岡ジャンクションから 庄内空港インターチェンジまで	200	200	250	350	550
庄内空港インターチェンジから 酒田インターチェンジまで	150	200	200	250	450
酒田インターチェンジから 酒田中央ジャンクションまで	100	100	100	150	250
酒田中央ジャンクションから 酒田みなとインターチェンジまで	100	150	200	250	400

なお、上記区間を2区間以上連続して走行した場合は、それぞれの走行経路にあたる区間の料金の合算額を徴収するものとする。

#### C 常磐自動車道の料金の額の特例

南相馬インターチェンジから相馬インターチェンジまでの区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)からへ)の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
南相馬インターチェンジから 相馬インターチェンジまで	400	450	500	650	1,000

なお、浪江インターチェンジから南相馬インターチェンジまでの区間又は相馬インターチェンジから新地インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までとする。

#### チ) 複数経路の場合の料金算定の特例

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合にはイ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、(ロ)、(ハ)及びへ)に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比を算出するに当たっては、インターチェンジ相互間に仙台東部道路、仙台南部道路、秋田外環状道路、京葉道路、仙塩道路、仙台北部道路、千葉東金道路、東京湾横断・木更津東金道路又は首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）が介在する場合には、イ)により算出されたキロ程に次表に掲げる距離を加算して行うものとし、各経路毎の料金を算出するに当たっては、(ロ)からへ)に定める方法により算出した額と仙台東部道路、仙台南部道路、秋田外環状道路、京葉道路、仙塩道路、仙台北部道路、千

葉東金道路、東京湾横断・木更津東金道路又は首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のうち、介在する区間の料金を加算して行うものとする。

道路名	区間	距離
仙台東部道路	亘理インターチェンジから 仙台若林ジャンクションまで	15.2キロメートル
	仙台若林ジャンクションから 仙台港北インターチェンジまで	9.6キロメートル
仙台南部道路	仙台若林ジャンクションから 仙台南インターチェンジまで	12.9キロメートル
秋田外環状道路	秋田北インターチェンジから 昭和男鹿半島インターチェンジまで	9.5キロメートル
京葉道路	宮野木ジャンクションから 千葉東インターチェンジまで	8.4キロメートル
	千葉東インターチェンジから 千葉南ジャンクションまで	5.9キロメートル
仙塩道路	仙台港北インターチェンジから 利府ジャンクションまで	4.0キロメートル
仙台北部道路	利府ジャンクションから 富谷ジャンクションまで	11.8キロメートル
千葉東金道路	千葉東インターチェンジから 東金インターチェンジまで	16.1キロメートル
	東金インターチェンジから 松尾横芝インターチェンジまで	16.1キロメートル
東京湾横断・木更津東金道路	木更津ジャンクションから 東金インターチェンジまで	50.0キロメートル
首都圏中央連絡自動車道 (あきる野市から山武市まで)	あきる野インターチェンジから 鶴ヶ島ジャンクションまで	30.5キロメートル
	鶴ヶ島ジャンクションから 久喜白岡ジャンクションまで	27.5キロメートル
	久喜白岡ジャンクションから つくばジャンクションまで	52.4キロメートル
	つくばジャンクションから 大栄ジャンクションまで	39.8キロメートル
	大栄ジャンクションから 松尾横芝インターチェンジまで	18.5キロメートル

なお、千葉東金道路の東金インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの区間の距離は、首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の大栄ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間が供用する日から15.7キロメートルとする。



リ) 周回走行の場合の料金算定の特例

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額はイ) Cのキロ程に基づきロ)、ハ) 及びへ) に定める方法により算出された額に周回走行回数を乗じたものとする。

ヌ) 料金調整

A 通行止めに伴う料金調整

対距離制を適用する区間において、最初に高速国道に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる高速国道への再流入インターチェンジをCインターチェンジ、高速国道に再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、高速国道を順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。なお、当該途中流出前又は再流入後に、東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジと関沢インターチェンジ相互間のみ又は湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの区間の一部若しくは全部を走行する場合の再流入後の料金の額については、料金調整を行わない。

(A) 対距離制を適用する区間の総延長が100km以下の区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円を控除した額に料金調整する。

(B) 対距離制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額は、次の算式により算出する額に料金調整する。ただし、次の(C)に該当する場合は除く。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(C) 対距離制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間で、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D'インターチェンジ」という。）にて流出を行う場合

全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

(注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB：AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、へ)、ト)、

チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

AD: AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

BD: BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

CD: CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

AD': AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

BD': BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

CD': CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

(注2) (B) の場合において、 $BD < CD$  となる場合については、 $AD - AB$  により算出した額により料金調整を行う。

#### B 集中工事等に伴う料金調整

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項第6号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に届け出るものとする。

#### ロ 均一制を適用する区間の料金の額

均一制を適用する区間及び1回の通行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

路線名	料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
北海道縦貫自動車道 函館名寄線	札幌南インターチェンジから 札幌インターチェンジまで	300	400	400	550	950
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	札幌西インターチェンジから 札幌ジャンクションまで					
東北縦貫自動車道 弘前線	大泉インターチェンジから 川口ジャンクションまで	400	500	600	850	1,250
常磐自動車道	川口ジャンクションから 三郷インターチェンジまで					
東関東自動車道 水戸線	三郷インターチェンジから 三郷南インターチェンジまで					

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

②一般国道1号及び16号（横浜新道）（以下「横浜新道」という。）における1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車種区分	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	原動機付自転車
料 金	150	200	250	350	550	50

（注1）上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

（注2）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」「特大車」及び「原動機付自転車」とあるのは、それぞれ別添1－2の自動車の車種区分をいう。

③一般国道6号（東水戸道路）（以下「東水戸道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		ひたちなか
		水戸大洗
		150
水戸南	150	300

ロ 普通車

		ひたちなか
		水戸大洗
		150
水戸南	200	350

ハ 中型車

		ひたちなか
		水戸大洗
		200
水戸南	200	400

ニ 大型車

		ひたちなか
		水戸大洗
		300
水戸南	300	600

ホ 特大車

		ひたちなか
		水戸大洗
		450
水戸南	500	950

（注）上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

④仙台東部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

								仙台港北
							仙台港	50
						仙台東	100	150
					仙台若林 <small>ワカノ</small>	100	200	250
				名取	100	200	300	350
			名取中央 <small>マ</small>	150	250	350	450	500
		仙台空港	50	200	250	350	450	500
	岩沼	100	150	250	350	450	550	600
亘理	100	200	200	350	450	550	650	700

ロ 普通車

								仙台港北
							仙台港	50
						仙台東	150	200
					仙台若林 <small>ワカノ</small>	150	300	350
				名取	100	250	400	450
			名取中央 <small>マ</small>	150	250	400	550	600
		仙台空港	100	250	350	500	650	650
	岩沼	100	200	350	450	600	750	750
亘理	100	200	300	400	500	650	800	850

ハ 中型車

								仙台港北
							仙台港	100
						仙台東	150	250
					仙台若林 <small>ワカノ</small>	150	300	400
				名取	100	250	400	500
			名取中央 <small>マ</small>	200	300	450	600	650
		仙台空港	100	250	350	500	650	750
	岩沼	100	200	350	450	600	750	850
亘理	100	200	300	450	550	700	850	950

ニ 大型車

								仙台港北
							仙台港	100
						仙台東	200	300
					仙台若林ジャンクション	250	450	550
				名取	150	400	600	700
			名取中央スマート	250	400	650	850	950
		仙台空港	150	350	500	750	950	1,050
	岩沼	150	300	500	650	900	1,150	1,200
亘理	150	300	450	650	800	1,050	1,250	1,350

ホ 特大車

								仙台港北
							仙台港	150
						仙台東	350	500
					仙台若林ジャンクション	400	750	900
				名取	300	700	1,050	1,200
			名取中央スマート	450	750	1,150	1,500	1,650
		仙台空港	250	600	900	1,300	1,650	1,800
	岩沼	300	550	900	1,200	1,600	1,950	2,100
亘理	250	550	750	1,150	1,450	1,850	2,200	2,350

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑤仙台南部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。イ 軽自動車等

			仙台南
		山田	—
	長町	200	250
仙台若林ジャンクション・今泉	100	250	350

ロ 普通車

			仙台南
		山田	—
	長町	250	350
仙台若林ジャンクション・今泉	100	350	450

ハ 中型車

			仙台南
		山田	—
	長町	250	350
仙台若林ジャンクション・今泉	150	400	500

ニ 大型車

			仙台南
		山田	—
	長町	350	500
仙台若林ジャンクション・今泉	200	550	700

ホ 特大車

			仙台南
		山田	—
	長町	600	900
仙台若林ジャンクション・今泉	300	900	1,200

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑥秋田外環状道路における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	300	350	400	600	950

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑦一般国道7号(秋田自動車道(琴丘能代道路))(以下「琴丘能代道路」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	350	450	550	750	1,250

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑧一般国道13号(米沢南陽道路)(以下「米沢南陽道路」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	250	300	350	500	850

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑨一般国道13号（湯沢横手道路）（以下「湯沢横手道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		横手
	十文字	150
湯沢	200	350

ロ 普通車

		横手
	十文字	200
湯沢	250	450

ハ 中型車

		横手
	十文字	250
湯沢	300	550

ニ 大型車

		横手
	十文字	300
湯沢	450	750

ホ 特大車

		横手
	十文字	550
湯沢	700	1,250

（注）上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑩京葉道路における1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
A区間	100	100	100	150	350
B区間	100	100	100	150	350
C区間	100	100	100	150	350
D区間	100	100	100	150	350
E区間	100	100	100	150	350
F区間	100	100	100	150	350

（注1）上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

（注2）A区間とは、江戸川区一之江町（起点）から船橋市海神町（京葉一期区間の終点）又は

船橋市海神町（京葉二期区間の起点）までの区間をいう。

B区間とは、船橋市海神町（京葉二期区間の起点）から習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）までの区間をいう。

C区間とは、習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）から千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）までの区間をいう。

D区間とは、千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）から千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）までの区間をいう。

E区間とは、千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）から千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）までの区間をいう。

F区間とは、千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）から千葉市中央区浜の町（千葉南ジャンクション）までの区間をいう。

⑪一般国道16号及び468号（横浜横須賀道路）（以下「横浜横須賀道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 戸塚支線（横浜横須賀道路の釜利谷ジャンクションから戸塚インターチェンジまでの区間をいう。以下同じ。）供用の日の前日まで

(イ) 軽自動車等

												馬堀海岸
											浦賀	—
										佐原	—	—
								衣笠	100	250	250	250
							横須賀	200	250	400	400	400
						逗子	100	300	350	500	500	500
					朝比奈	200	300	450	550	700	700	700
				並木	350	550	600	800	850	1,000	1,000	1,000
			堀口能見台	—	350	550	600	800	850	1,000	1,000	1,000
			金沢自然公園	—	—	200	400	450	650	700	850	850
		港南台	200	350	350	150	350	450	600	700	850	850
	日野	100	250	400	400	200	400	500	650	750	900	900
	別所	200	250	400	550	550	400	550	650	850	900	1,050
狩場	150	300	350	500	650	650	500	700	750	950	1,000	1,150





(二) 大 型 車

													馬堀海岸
												浦賀	—
											佐原	—	—
										衣笠	200	450	450
									横須賀	400	550	850	850
								逗子	200	550	700	1,000	1,000
							朝比奈	400	600	950	1,100	1,400	1,400
					並木	700	1,050	1,200	1,600	1,700	2,000	2,000	2,000
				堀口能見台	—	700	1,050	1,200	1,600	1,700	2,000	2,000	2,000
			金沢自然公園	—	—	400	750	900	1,300	1,400	1,700	1,700	1,700
		港南台	400	700	700	300	700	850	1,250	1,350	1,700	1,700	1,700
	日野	200	500	800	800	500	850	1,000	1,350	1,500	1,800	1,800	1,800
	別所	350	500	800	1,100	1,100	750	1,150	1,300	1,700	1,800	2,100	2,100
狩場	300	550	700	1,050	1,350	1,350	1,000	1,350	1,550	1,900	2,050	2,350	2,350

(ホ) 特 大 車

													馬堀海岸
												浦賀	—
											佐原	—	—
										衣笠	250	750	750
									横須賀	650	850	1,350	1,350
								逗子	300	900	1,100	1,650	1,650
							朝比奈	700	950	1,550	1,800	2,300	2,300
					並木	1,150	1,800	2,100	2,700	2,900	3,400	3,400	3,400
				堀口能見台	—	1,150	1,800	2,100	2,700	2,900	3,400	3,400	3,400
			金沢自然公園	—	—	550	1,200	1,500	2,100	2,300	2,800	2,800	2,800
		港南台	600	1,200	1,200	500	1,200	1,450	2,050	2,250	2,800	2,800	2,800
	日野	200	750	1,350	1,350	700	1,350	1,650	2,250	2,450	2,950	2,950	2,950
	別所	550	750	1,300	1,900	1,900	1,250	1,900	2,150	2,800	3,000	3,500	3,500
狩場	400	950	1,100	1,700	2,300	2,300	1,600	2,250	2,550	3,150	3,350	3,850	3,850

ロ 戸塚支線供用の日から

(イ) 軽自動車等

																		馬場海岸														
																		浦賀	—													
																	佐原	—	—													
																衣笠	100	250	250													
																横須賀	200	250	400	400												
																逗子	100	300	350	500	500											
																朝比奈	200	300	450	550	700	700										
																戸塚	400	600	650	850	900	1,050	1,050									
																栄	100	350	550	600	800	850	1,000	1,000								
																公田	150	200	200	400	450	650	700	850	850							
																並木	300	400	450	250	450	500	700	750	900	900						
																堀口能見台	—	300	400	450	250	450	500	700	750	900	900					
																金沢自然公園	—	—	150	300	350	150	350	400	600	650	800	800				
																港南台	150	250	250	200	350	400	150	350	450	600	700	850	850			
																日野	100	200	300	300	250	400	450	200	400	500	650	750	900	900		
																別所	200	250	350	450	450	400	550	600	400	550	650	850	900	1,050	1,050	
																狩場	150	300	350	450	550	550	550	650	700	500	700	750	950	1,000	1,150	1,150

(ロ) 普通車

																				馬場海岸																
																				浦賀	—															
																				佐原	—	—														
																				衣笠	100	300	300													
																				横須賀	250	350	500	500												
																				逗子	100	350	400	600	600											
																				朝比奈	250	350	600	650	850	850										
																				戸塚	450	700	800	1,000	1,100	1,300	1,300									
																				栄	100	400	650	700	950	1,000	1,200	1,200								
																				公田	200	250	250	500	600	800	900	1,050	1,050							
																				並木	350	450	550	300	550	650	850	900	1,100	1,100						
																				堀口能見台	—	350	450	550	300	550	650	850	900	1,100	1,100					
																				金沢自然公園	—	—	200	350	400	150	400	450	700	800	950	950				
																				港南台	200	300	300	250	400	450	200	450	550	700	800	1,000	1,000			
																				日野	100	250	400	400	350	450	550	300	500	600	800	900	1,100	1,100		
																				別所	200	300	400	550	550	550	650	700	450	700	800	1,000	1,100	1,300	1,300	
																				狩場	200	350	400	550	700	700	650	800	850	600	800	900	1,100	1,200	1,400	1,400

(八) 中型車

																	馬場海岸																
																	浦賀	—															
																	佐原	—	—														
																	衣笠	100	350	350													
																	横須賀	300	400	600	600												
																	逗子	150	400	500	700	700											
																	朝比奈	300	450	700	800	1,000	1,000										
																	戸塚	600	850	950	1,250	1,350	1,550	1,550									
																	栄	100	500	750	900	1,150	1,250	1,450	1,450								
																	公田	200	300	300	600	700	950	1,050	1,250	1,250							
																	並木	400	600	650	350	600	750	1,000	1,100	1,300	1,300						
																	堀口能見台	—	400	600	650	350	600	750	1,000	1,100	1,300	1,300					
																	金沢自然公園	—	—	250	400	500	200	500	600	850	950	1,150	1,150				
																	港南台	200	350	350	300	500	600	250	550	650	900	1,000	1,250	1,250			
																	日野	100	250	450	450	400	550	650	300	600	700	1,000	1,100	1,300	1,300		
																	別所	250	350	500	650	650	600	800	900	550	850	950	1,250	1,300	1,550	1,550	
																	狩場	200	400	500	650	800	800	800	950	1,050	700	1,000	1,100	1,400	1,500	1,700	1,700

(二) 大型車

																	馬場海岸																
																	浦賀	—															
																	佐原	—	—														
																	衣笠	200	450	450													
																	横須賀	400	550	850	850												
																	逗子	200	550	700	1,000	1,000											
																	朝比奈	400	600	950	1,100	1,400	1,400										
																	戸塚	750	1,150	1,300	1,700	1,800	2,100	2,100									
																	栄	200	600	1,000	1,150	1,550	1,700	1,950	1,950								
																	公田	300	400	400	800	950	1,300	1,450	1,750	1,750							
																	並木	550	750	900	500	850	1,000	1,400	1,500	1,800	1,800						
																	堀口能見台	—	550	750	900	500	850	1,000	1,400	1,500	1,800	1,800					
																	金沢自然公園	—	—	300	550	700	250	600	750	1,150	1,250	1,550	1,550				
																	港南台	300	500	500	400	650	800	300	700	850	1,250	1,350	1,700	1,700			
																	日野	200	350	600	600	550	750	900	500	850	1,000	1,350	1,500	1,800	1,800		
																	別所	350	500	700	900	900	850	1,050	1,200	750	1,150	1,300	1,700	1,800	2,100	2,100	
																	狩場	300	550	700	900	1,150	1,150	1,050	1,300	1,450	1,000	1,350	1,550	1,900	2,050	2,350	2,350



ハ 中型車

				利府中
			利府塩釜	100
		利府ジャンクション	50	150
	多賀城	50	100	200
仙台港北	100	150	200	300

ニ 大型車

				利府中
			利府塩釜	100
		利府ジャンクション	100	200
	多賀城	50	150	250
仙台港北	150	200	300	400

ホ 特大車

				利府中
			利府塩釜	200
		利府ジャンクション	150	350
	多賀城	100	250	450
仙台港北	250	350	500	700

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑬一般国道45号(百石道路)(以下「百石道路」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	100	150	200	250	400

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑭仙台北部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	200	250
利府ジャンクション	150	350	400

ロ 普通車

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	250	300
利府ジャンクション	200	400	500

ハ 中型車

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	300	350
利府ジャンクション	250	500	600

ニ 大型車

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	400	500
利府ジャンクション	350	700	800

ホ 特大車

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	650	800
利府ジャンクション	550	1,150	1,350

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑮千葉東金道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

						山武成東	松尾横芝
					東金	300	300
				山田	—	—	—
		中野	100	100	400	700	
	高田	100	200	200	500	800	
	大宮	100	200	300	300	600	900
千葉東	100	200	300	400	400	700	1,000

口 普通車

							松尾横芝
						山武成東	300
					東 金	300	600
				山 田	—	—	—
			中 野	100	100	400	700
		高 田	100	200	200	500	800
	大 宮	100	200	300	300	600	900
千葉東	100	200	300	400	400	700	1,000

ハ 中型車

							松尾横芝
						山武成東	300
					東 金	300	600
				山 田	—	—	—
			中 野	100	100	400	700
		高 田	100	200	200	500	800
	大 宮	100	200	300	300	600	900
千葉東	100	200	300	400	400	700	1,000

ニ 大型車

							松尾横芝
						山武成東	450
					東 金	450	900
				山 田	—	—	—
			中 野	150	150	600	1,050
		高 田	150	300	300	750	1,200
	大 宮	150	300	450	450	900	1,350
千葉東	150	300	450	600	600	1,050	1,500



ホ 特大車

							松尾横芝
						山武成東	1,050
					東 金	1,050	2,100
				山 田	—	—	—
			中 野	350	350	1,400	2,450
		高 田	350	700	700	1,750	2,800
	大 宮	350	700	1,050	1,050	2,100	3,150
千葉東	350	700	1,050	1,400	1,400	2,450	3,500

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑩一般国道127号(富津館山道路)(以下「富津館山道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

				富津竹岡
			富津金谷	100
		鋸南保田	100	200
	鋸南富山	100	200	300
富 浦	200	300	400	500

ロ 普通車

				富津竹岡
			富津金谷	150
		鋸南保田	150	250
	鋸南富山	100	250	350
富 浦	300	400	500	650

ハ 中型車

				富津竹岡
			富津金谷	200
		鋸南保田	150	300
	鋸南富山	150	300	450
富 浦	350	500	600	800

ニ 大型車

				富津竹岡
			富津金谷	250
		鋸南保田	200	450
	鋸南富山	200	400	600
富 浦	450	650	850	1,050

ホ 特大車

				富津竹岡
			富津金谷	400
		鋸南保田	350	750
	鋸南富山	300	650	1,000
富 浦	800	1,050	1,400	1,800

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑰一般国道233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))(以下「深川・留萌自動車道」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金	100	150	200	250	400

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑱一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))(以下「日高自動車道」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金	100	150	200	250	400

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑲東京湾横断・木更津東金道路

イ 浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金	2,400	3,000	3,600	4,950	8,250

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

ロ 木更津金田インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

(イ) 軽自動車等

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	100
木更津金田	150	250

(ロ) 普通車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	150
木更津金田	150	300

(ハ) 中型車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	150
木更津金田	200	350

(ニ) 大型車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	250
木更津金田	250	500

(ホ) 特大車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	400
木更津金田	450	850

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

ハ 木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

(イ) 軽自動車等

							東 金
						大網白里スマート	250
					茂原北	100	350
				茂原長柄スマート	150	250	500
			茂原長南	150	300	400	650
		市原鶴舞	250	400	550	650	900
	木更津東	350	600	750	900	1,000	1,250
木更津ジャンクション	200	550	800	950	1,100	1,200	1,350

(ロ) 普通車

							東 金
						大網白里スマート	300
					茂原北	100	400
				茂原長柄スマート	200	300	600
			茂原長南	200	400	500	800
		市原鶴舞	300	500	700	800	1,100
	木更津東	450	750	950	1,150	1,250	1,550
木更津ジャンクション	250	700	1,000	1,200	1,400	1,500	1,550

(ハ) 中型車

							東 金
						大網白里スマート	350
					茂原北	150	500
				茂原長柄スマート	250	400	700
			茂原長南	250	450	600	950
		市原鶴舞	400	600	850	1,000	1,300
	木更津東	550	950	1,150	1,400	1,550	1,700
木更津ジャンクション	300	850	1,250	1,450	1,700	1,700	1,700

(二) 大型車

							東 金
						大網白里スマート	450
					茂原北	200	650
				茂原長柄スマート	350	550	950
			茂原長南	350	650	850	1,300
		市原鶴舞	500	850	1,150	1,350	1,800
	木更津東	750	1,250	1,550	1,900	2,100	2,350
木更津ジャンクション	400	1,150	1,650	1,950	2,300	2,350	2,350

(ホ) 特大車

							東 金
						大網白里スマート	750
					茂原北	350	1,100
				茂原長柄スマート	550	900	1,650
			茂原長南	500	1,050	1,400	2,150
		市原鶴舞	900	1,400	1,950	2,250	3,000
	木更津東	1,250	2,100	2,600	3,150	3,500	4,250
木更津ジャンクション	700	1,950	2,800	3,300	3,850	4,200	4,300

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑳一般国道466号(第三京浜道路)(以下「第三京浜道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

					玉 川
				京浜川崎	50
			野 川	—	—
		都 筑	50	50	100
	港 北	50	100	100	150
保土ヶ谷	50	100	150	150	200

ロ 普通車

					玉 川
				京浜川崎	50
			野 川	—	—
		都 筑	50	100	150
	港 北	50	100	150	200
保土ヶ谷	100	150	200	200	250

ハ 中型車

					玉川
				京浜川崎	50
			野川	—	—
		都筑	100	100	150
	港北	100	150	150	200
保土ヶ谷	100	150	250	250	300

ニ 大型車

					玉川
				京浜川崎	100
			野川	—	—
		都筑	100	150	200
	港北	100	200	250	300
保土ヶ谷	150	200	300	350	400

ホ 特大車

					玉川
				京浜川崎	100
			野川	—	—
		都筑	150	250	350
	港北	150	300	400	500
保土ヶ谷	250	350	500	600	700

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

①一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(横浜市から藤沢市まで)(以下「首都圏中央連絡自動車道(横浜市から藤沢市まで)」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	250	300	350	500	850

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

②首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から山武市まで)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。













## (2) 割引制度

### ①マイレージ割引

#### イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

なお、上記にいう「E T Cシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「E T Cクレジットカード」は東日本高速道路株式会社との契約に基づきE T Cカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程（平成20年12月1日。以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたE T Cカードを、「E T Cパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう（以下同じ。）。

#### ロ 割引率

##### (イ) ポイントの付与

###### イ) 高速国道

料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

###### ロ) 本申請書「1. 高速道路の路線名」中(20)から(43)までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）

料金の額100円毎に1ポイントを付与するものとする。

ただし、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間については料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

なお、(23)に定める路線については、平成25年7月1日からポイントを付与するものとする。

##### (ロ) ポイントによる割引

東日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分

600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

## ②大口・多頻度割引

### イ 割引をする自動車

E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

なお、上記にいう「E T Cコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「3会社」という。）が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたE T Cカードをいう（以下同じ。）。

### ロ 割引率

#### (イ) 車両単位割引

##### イ) 高速国道

利用者の自動車1台毎の月間利用額（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	15パーセント
3万円を超える部分	20パーセント

ロ) 京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

利用者の自動車1台毎の月間利用額に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	15パーセント
3万円を超える部分	20パーセント

#### (ロ) 契約単位割引

##### イ) 高速国道

イに定める契約に基づく利用者の月間利用額（２会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が５００万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額（２会社が管理する高速自動車国道の自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が３万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、１０パーセントの割引を行う。

なお、平成２１年４月１日から平成２６年３月３１日までの間は、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計が４５０万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額が２万七千円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、５パーセントの割引を行う。ただし、上記１０パーセントの割引の適用を受ける利用者を除く。

ロ) 京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

イに定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計が５００万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額が３万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、５パーセントの割引を行う。

### ③ ETC前納割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は１４パーセント以下とする。

### ④ 深夜割引

イ 割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に、高速国道又は別添６に掲げる高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。）。

ロ 割引率

割引率は３０パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添６に掲げる高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）の通行料金に適用する。

ただし、高速国道及び別添６に掲げる高速道路（Dのうち久喜白岡ジャンクションからつくば中央インターチェンジまで及び稲敷インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの区間並びにFに掲げる高速道路を除く。）については、平成２０年１０月１４日から平成２６年３月３１日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）についての割引率は５０パーセントとする（平

成21年4月29日から平成26年3月31日までの間については休日についても割引率を50パーセントとする。)

なお、本割引適用後の料金の額は(1)①イ(イ)に定める対距離制を適用する区間(以下「対距離制区間」という。)、(1)①ロに定める均一制を適用する各区間(以下「均一制区間」という。)又は別添6に掲げる各高速道路(Fに掲げる高速道路を除く。)の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

#### ハ その他

横浜横須賀道路については、平成18年10月31日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。東水戸道路、仙台東部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、富津館山道路及び東京湾横断・木更津東金道路の木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間については、平成20年10月14日(平成20年11月10日までは高速国道と連続して通行する場合に限る。)から平成26年3月31日まで本割引を適用する(休日については、平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。)。米沢南陽道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路、千葉東金道路、深川・留萌自動車道、日高自動車道及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間については、平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。仙台南部道路については、平成25年7月1日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。

#### ⑤通勤割引

##### イ 割引をする自動車

##### (イ) 対距離制区間等

対距離制区間、別添6のうちA、B若しくはD(久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジの区間(別添5に定める一般有料道路等のキロ程のうち一般国道409号及び468号(東京湾横断・木更津東金道路)の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程の適用を開始する日(以下「キロ程適用日」という。)からに限る。)を含む100キロメートル以内の区間(距離の算出に当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添5に定める一般有料道路等のキロ程を用いるものとする。以下同じ。)を通行し(大都市近郊区間のみの通行を除く。)、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する通勤割引を含む。)の適用を1回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときを除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間(キロ程適用日の前日までに限る。)を含む場合。
--

東北縦貫自動車道弘前線と米沢南陽道路を、福島飯坂インターチェンジ（東北縦貫自動車道弘前線の福島ジャンクション供用の日からは同ジャンクションとする。）を經由し連続して通行する場合。

東北中央自動車道相馬尾花沢線と米沢南陽道路を、山形上山インターチェンジ（東北中央自動車道相馬尾花沢線の南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を經由し連続して通行する場合（東北中央自動車道相馬尾花沢線の南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。）。

東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

#### (ロ) 均一制区間等

均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）、米沢南陽道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日の前日までに限る。）を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車の本割引（2会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を1回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

#### ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）の通行料金並びに別添6のうちA、B、C及びD（久喜白岡ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B、C若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$((LR + L'1R'1 + 150) \times 0.5 + L'2R'2) \times t$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'1: 関越特別区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'1: 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)



R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

#### ハ その他

別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路については平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。ただし、仙台南部道路については、平成25年7月1日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。

### ⑥通勤割引（距離制限緩和）

#### イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6のうちA、B、C若しくはD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間のうち東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線の通行を除く。）、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が実施する通勤割引（距離制限緩和）を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、⑤イ（イ）の表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

#### ロ 割引率

##### （イ）割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）の通行料金並びに別添6のうちA、B、C及びD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B、C若しくはDに掲げる各区間の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

##### （ロ）割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程、別添6のうちA、B及びD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日からに限る。）を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、高速国道の通行料金、別添6のうちA、B及びD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の通行料金並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の通行料金（キロ程適用日からに限る。）に適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、別添6のうちA、B若しくはDに掲げる各高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの

区間の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$\{1 - (L + L'1 + L'2 - 50) \div (L + L'1 + L'2)\} \times 100 \quad (\text{単位：パーセント})$$

(注) 上記式においてL、L'1及びL'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'1 : 関越特別区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'2 : 別添6のうちA、B若しくはD (つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程 (単位：キロメートル)

(ハ) 大都市近郊区間を含む区間

イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程、別添6のうちA、B及びD (つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程 (キロ程適用日から限る。)を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより (この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2) + 75) \times t + P + P' \times 0.5$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2) + 75) \times t$ 又は $P' \times 0.5$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程 (単位：キロメートル) で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'1 : 関越特別区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程 (単位：キロメートル)

P : 別添6のうちD (P'に定める区間を除く区間に限る。)又はFに掲げる高速道路の料金の額 (単位：円)

P' : 別添6のうちA、B若しくはD (つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額 (単位：円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

R'1 : 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位 : 円)

t : 1.05 (消費税及び地方消費税の転嫁)

ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、普通区間のキロ程、別添6のうちA、B及びD (つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程 (キロ程適用日から限る。)を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより (この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times (((L R + L'1 R'1) \times (1 - d)) + L'2 R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P' \times (1 - d)$$

※ただし、上記式において、 $(a \times (((L R + L'1 R'1) \times (1 - d)) + L'2 R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P' \times (1 - d)$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合には1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合には、25を対距離制区間のキロ程 (単位 : キロメートル) で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値

L : 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程 (単位 : キロメートル)

L'1 : 関越特別区間のキロ程 (単位 : キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程 (単位 : キロメートル)

P : 別添6のうちD (P'に定める区間を除く区間に限る。)又はFに掲げる高速道路の料金の額 (単位 : 円)

P' : (1) ①イ (ハ) ト) B (A)に定める料金の額、別添6のうちA、B若しくはD (つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額 (単位 : 円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位 : 円)

R'1 : 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位 : 円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位 : 円)

t : 1.05 (消費税及び地方消費税の転嫁)

## ハ 適用する期間

平成21年7月8日から平成26年3月31日までとする。ただし、仙台南部道路については、平成25年7月1日から平成26年3月31日までとする。

## ⑦早朝夜間割引

### イ 割引をする自動車

#### (イ) 対距離制区間等

大都市近郊区間又は別添6のうちD(あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。)に掲げる高速道路の全部又は一部を含む100キロメートル以内の区間を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

#### (ロ) 均一制区間等

均一制区間(東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線に限る。)又は別添6のうちEに掲げる高速道路を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

### ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、高速国道の通行料金、別添6のうちB、D及びEに掲げる高速道路の通行料金並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間、別添6のうちB、D若しくはEに掲げる各高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

### ハ その他

横浜横須賀道路については、平成18年10月31日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。別紙6のうちBに掲げる高速道路については、平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間については、キロ程適用日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。

## ⑧平日夜間割引

### イ 割引をする自動車

平日の午後10時から翌午前0時までの間(平成21年3月30日から平成26年3月31日までについては、平日の午前4時から午前6時までの間又は平日の午後8時から翌午前0時までの間。)に高速国道又は別添6に掲げる高速道路(Dのうち久喜白岡ジャンクションからつくば中央インターチェンジまで及び稲敷インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの区間並びにFに掲げる高速道路を除く。)を通行するETC車。

### ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路(Dのうち久喜白岡ジャンクションからつくば中央インターチェンジまで及び稲敷インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの区間並びにFに掲げる高速道路を除く。)の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6に掲げる高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

#### ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成26年3月31日までとする。

#### ニ その他

東水戸道路、仙台東部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、富津館山道路及び東京湾横断・木更津東金道路の木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間については、平成20年11月10日までは高速国道と連続して通行する場合に限る。米沢南陽道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路、千葉東金道路、深川・留萌自動車道、日高自動車道、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のつくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間については、平成21年3月30日から本割引を適用する。仙台南部道路については、平成25年7月1日から本割引を適用する。

### ⑨平日昼間割引

#### イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6のうちA、B、C若しくはD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみ通行又は均一制区間のうち東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線の通行を除く。）、かつ、平日の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

#### ロ 割引率

##### （イ）割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）の通行料金並びに別添6のうちA、B、C及びD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B、C若しくはD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

##### （ロ）割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程、別添6のうちA、B及びD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日からに限る。）を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、高速国道の通行料金、別添6のうちA、B及びD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の通行料金並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インタ

一チェンジまでの区間の通行料金（キロ程適用日からに限る。）に適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道、別添6のうちA、B若しくはDに掲げる各高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$\{1 - (L + L'1 + L'2 - 30) \div (L + L'1 + L'2)\} \times 100 \quad (\text{単位：パーセント})$$

(注) 上記式においてL、L'1及びL'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：別添6のうちA、B若しくはD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（単位：キロメートル）

#### (ハ) 大都市近郊区間を含む区間

##### イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程、別添6のうちA、B及びD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日からに限る。）を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.7 + L'2R'2) + 105) \times t + P + P' \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.7 + L'2R'2) + 105) \times t$ 又は $P' \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：別添6のうちD（P'に定める区間を除く区間に限る。）若しくはFに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちA、B若しくはD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道

路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額  
(単位：円)

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'1：関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

t：1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程、別添6のうちA、B及びD(つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程(キロ程適用日から限る。)を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times (((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - d)) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P' \times (1 - d)$$

※ただし、上記式において、 $(a \times (((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - d)) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P' \times (1 - d)$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合には1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合には、25を対距離制区間のキロ程(単位：キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d：(ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値

L：東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'1：関越特別区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'2：大都市近郊区間のキロ程(単位：キロメートル)

P：別添6のうちD(P'に定める区間を除く区間に限る。)又はFに掲げる高速道路の料金の額(単位：円)

P'：(1)①イ(ハ)ト)B(A)に定める料金の額、別添6のうちA、B若しくはD(つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額(単位：円)

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'1：関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

#### ハ 適用する期間

平成21年7月8日から平成26年3月31日までとする。ただし、仙台南部道路については、平成25年7月1日から平成26年3月31日までとする。

### ⑩休日昼間割引

#### イ 割引をする自動車

##### （イ）対距離制区間等

対距離制区間、別添6のうちA、B若しくはD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日からに限る。）を含む100キロメートル以内の区間を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前9時から午後5時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、⑤イ（イ）の表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

##### （ロ）均一制区間等

均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）、米沢南陽道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日の前日までに限る。）を通行し、かつ、休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行する軽自動車等又は普通車のうちETC車。

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前9時から午後5時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

#### ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）の通行料金並びに別添6のうちA、B、C及びD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B、C若しくはD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場



合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$((LR + L'R'1 + 150) \times 0.5 + L'R'2) \times t$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'1: 関越特別区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'1: 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

t : 1.05 (消費税及び地方消費税の転嫁)

#### ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成26年3月31日までとする。

#### ニ その他

米沢南陽道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路、千葉東金道路、深川・留萌自動車道、日高自動車道、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間及び首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から山武市まで)のつくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間については、平成21年3月28日から本割引を適用する。仙台南部道路については、平成25年7月1日から本割引を適用する。

### ⑩ 休日特別割引

#### イ 割引をする自動車

休日(1月2日及び1月3日を含む。)及び前日かつ翌日が前記の休日となる日に高速国道又は別添6に掲げる高速道路(Dのうち久喜白岡ジャンクションからつくば中央インターチェンジまで又は稲敷インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの各インターチェンジ相互間を通行する場合を除く。)を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

#### ロ 割引率

##### (イ) 普通区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間(大都市近郊区間を除く。)、均一制区間(北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。)並びに別添6のうちA、B、C、D(つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)及びEに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B、C、D若しくはEに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、平成23年6月19日までの間においては甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間の上記算出後の額、別添6のうちA(仙台南部道路を除く。)、B及びD(つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる各高速道路

の上記算出後の額並びに別添6のうちFに掲げる高速道路の料金の額を合算した額、均一制区間の上記算出後の額又は別添6のうちCに掲げる各高速道路の上記算出後の額のそれぞれについて1,000円を超える場合は当該区間に係る本割引適用後の料金の額を1,000円とする。

(ロ) 大都市近郊区間等

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合の割引率は50パーセント、午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合の割引率は30パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間に限る。）、均一制区間（東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線に限る。）及び別添6のうちD（あきる野インターチェンジから久喜白岡インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちDに掲げる高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(ハ) 普通区間等と大都市近郊区間を共に含む区間

イ) 夜間

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、割引率を50パーセントとして対距離制区間、別添6のうちA、B及びD（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクション及びつくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日からに限る。）に掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、平成23年6月19日までは、当該算出額と、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでについて下記の計算式により算出した額とのうちいずれか低い額とする。

なお、割引率を50パーセントとした算出にあたっては、対距離制区間又は別添6のうちA、B、D若しくは東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$aLR \times 0.5 \times t + 1,000 + P \times 0.5$$

※ただし、上記式において、 $aLR \times 0.5 \times t$ 又は $P \times 0.5$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、P、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P : 別添6のうちD（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまで及びつくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速

道路の料金の額（単位：円）

R：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ロ) 昼間

午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式Aにより算出した額とする。ただし、平成23年6月19日までは下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうち低い額とする。なお、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうちいずれか低い額が、イ)を適用したときの算出額を下回る場合には、イ)を適用したときの算出額と同額とする。

$$A \quad (a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2 \times 0.7) + 75) \times t + P + P'1 \times 0.5 + P'2 \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2 \times 0.7) + 75) \times t$ 、 $P'1 \times 0.5$ 又は $P'2 \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$B \quad a' L'2R'2 \times 0.7 \times t + 1,000 + P'2 \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $a' L'2R'2 \times 0.7 \times t$ 又は $P'2 \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記A式及びB式においてa、a'、L、L'1、L'2、P、P'1、P'2、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

a'：大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超えない場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：別添6のうちFに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P'1：別添6のうちA、B若しくはD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日から限る。）に掲げる各高速道路の料金の額（単位：円）

P'2：別添6のうちD（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

- R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位:円)  
 R'1 : 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位:円)  
 R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位:円)  
 t : 1.05 (消費税及び地方消費税の転嫁)

(二) 普通区間等の料金を合算する特例

次表に掲げる場合 (二以上の場合に該当し得るときを含む。)におけるそれぞれの通行に係る本割引適用後の料金の額 (下記A又はBに限る。)を合算した額が1,000円を超える場合は、これを1,000円とする。ただし、平成21年4月29日から平成23年6月19日まで、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより適用する。

- A (イ) の定めにより算出した本割引適用後の料金の額 (東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額を除く。)  
 B (ハ) イ) 又はロ) の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。

$$aLRdt + P + P'd$$

※ただし、上記式において、aLRdt 又はP'dの別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、d、L、P、P'、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程 (単位:キロメートル) で除し、0.75を加算した値。  
 d : 本割引適用後の料金の額を (ハ) イ) の定めにより算出した場合は0.5。本割引適用後の料金の額を (ハ) ロ) の定めにより算出した場合は0.7。  
 L : 大都市近郊区間のキロ程 (単位:キロメートル)  
 P : 東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の本割引適用後の料金の額 (1,000円)。ただし、キロ程適用日からに限る。  
 P' : 別添6のうちDに掲げる各高速道路の料金の額 (単位:円)  
 R : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位:円)  
 t : 1.05 (消費税及び地方消費税の転嫁)

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間を含む場合。

北海道横断自動車道黒松内釧路線を夕張インターチェンジと占冠インターチェンジ (北海道横断自動車道黒松内釧路線のうち夕張インターチェンジから占冠インターチェンジの間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。) を経由し連続して通行する場合 (北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張インターチェンジから占冠インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。)

北海道横断自動車道黒松内釧路線を夕張インターチェンジと十勝清水インターチェンジを經由し連続して通行する場合 (北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張インターチェンジから占冠インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。)

<p>東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>東北縦貫自動車道弘前線と関越自動車道新潟線を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>東北縦貫自動車道弘前線と常磐自動車道を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>東北縦貫自動車道弘前線と東関東自動車道水戸線を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>東北縦貫自動車道弘前線と京葉道路を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>東北縦貫自動車道弘前線と東京湾横断・木更津東金道路を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ（キロ程適用日の前日までの東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。以下、本表において同じ。）又は浮島インターチェンジ（キロ程適用日からに限る。以下、本表において同じ。）を経由して通行する場合。</p>
<p>東北縦貫自動車道弘前線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>東北縦貫自動車道弘前線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>関越自動車道新潟線と常磐自動車道を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>関越自動車道新潟線と東関東自動車道水戸線を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>関越自動車道新潟線と京葉道路を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>関越自動車道新潟線と東京湾横断・木更津東金道路を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>関越自動車道新潟線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>関越自動車道新潟線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。</p>
<p>常磐自動車道と東関東自動車道水戸線を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。</p>

常磐自動車道と京葉道路を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と東京湾横断・木更津東金道路を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
東関東自動車道水戸線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
東関東自動車道水戸線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
京葉道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
京葉道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
東京湾横断・木更津東金道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
東京湾横断・木更津東金道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジを経由して通行する場合。
ループと任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合（ただし、周回走行を2回以上行う場合は、2回目の周回後の通行を除く。平成23年4月1日から適用する。）。

#### ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）から（ハ）の定めにより本割引を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ 適用する期間

平成21年3月28日から平成26年3月31日までとする。ただし、仙台南部道路については、平成25年7月1日から平成26年3月31日までとする。

ホ その他

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として新たな乗継割引を定める場合には、割引をする自動車及び適用する期間等について事前に届け出るものとする。

⑫特別区間等における割引（I）

イ 割引をする自動車

E T C車。

ロ 割引額

（イ）関越特別区間

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、（1）①イ（ロ）イ）Aの表中に定める関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額を減じるものとする。

区間 車種	関越 特別区間
軽自動車等	9.447
普通車	11.808
中型車	14.17
大型車	19.484
特大車	32.472

（ロ）首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、（1）②に定める首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の料金の額を減じるものとする。

イ) 軽自動車等

												久喜白岡 ジャンクション	
											白岡菖蒲	-	
										桶川	-	-	
										桶川北本	-	-	
									川島	-	-	-	
									坂戸	-	-	-	100
						鶴ヶ島 ジャンクション	-	-	-	-	-	150	250
					圏央 鶴ヶ島	-	-	-	-	-	-	150	250
				狭山日高	-	-	-	-	-	-	-	150	250
			入間	-	-	-	-	-	-	-	-	150	250
		青梅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150	250
	日の出	-	-	-	-	-	50	50	100	100	200	300	
あきる野	-	-	-	-	-	50	100	100	150	150	250	350	
八王子西・ 八王子スマート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
八王子 ジャンクション	-	-	-	100	300	400	400	400	400	400	500	600	
高尾山	-	-	-	100	300	400	400	400	400	400	500	600	
相模原	-	-	-	150	350	400	400	400	400	400	550	600	
相模原愛川	-	-	50	200	350	400	400	400	400	500	650	700	
圏央厚木	100	150	100	250	450	500	450	500	500	650	700	700	
海老名	250	250	250	400	550	600	600	600	650	700	700	700	



ロ) 普通車

											久喜白岡 ジャンクション	
										白岡菖蒲	-	
									桶川	-	-	
								桶川北本	-	-	-	
							川島	-	-	-	-	50
						坂戸	-	-	-	-	-	150
					鶴ヶ島 ジャンクション	-	-	-	-	-	200	350
				圏央 鶴ヶ島	-	-	-	-	-	-	200	350
			狭山日高	-	-	-	-	-	-	-	200	350
		入間	-	-	-	-	-	-	-	-	250	350
	青梅	-	-	-	-	-	-	-	-	50	250	350
	日の出	-	-	-	-	-	50	100	150	150	250	400
あきる野	-	-	-	-	-	100	150	200	200	200	350	450
八王子西・ 八王子スマート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子 ジャンクション	-	-	-	150	400	500	500	500	500	500	650	750
高尾山	-	-	-	150	400	500	500	500	500	500	650	750
相模原	-	-	-	200	400	500	500	500	500	600	800	800
相模原愛川	-	-	50	200	450	500	500	550	700	800	800	800
圏央厚木	150	200	200	350	550	600	650	700	800	800	800	800
海老名	350	350	350	500	700	750	800	800	800	800	800	800



二) 大型車

											久喜白岡 ジャンクション	
											白岡菖蒲	-
										桶川	-	-
										桶川北本	-	-
									川島	-	-	-
									坂戸	-	-	-
									鶴ヶ島 ジャンクション	-	-	200
									圏央 鶴ヶ島	-	-	350
									狭山日高	-	-	350
									入間	-	-	350
									青梅	-	-	400
									日の出	-	-	450
あきる野	-	-	-	-	-	150	200	300	300	300	550	750
八王子西・ 八王子スマート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子 ジャンクション	-	-	-	200	650	800	800	800	800	800	1,050	1,250
高尾山	-	-	-	200	650	800	800	800	800	800	1,050	1,250
相模原	-	-	-	300	650	800	800	800	800	900	1,200	1,400
相模原愛川	-	-	-	350	650	800	800	850	1,100	1,350	1,400	1,400
圏央厚木	250	300	300	550	900	1,000	1,000	1,100	1,400	1,400	1,400	1,400
海老名	550	550	550	800	1,150	1,250	1,250	1,350	1,400	1,400	1,400	1,400

ホ) 特大車

											白岡菖蒲	久喜白岡 ジャンクション
											-	-
										桶川	-	-
										桶川北本	-	-
										川島	-	100
										坂戸	-	400
										鶴ヶ島 ジャンクション	-	950
										圏央 鶴ヶ島	-	950
										狭山日高	-	950
										入間	-	950
										青梅	-	950
										日の出	-	950
										あきる野	-	1,800
										八王子西・ 八王子西スマート	-	-
										八王子 ジャンクション	-	1,850
										高尾山	-	1,850
										相模原	-	1,950
										相模原愛川	-	1,950
										圏央厚木	400	1,950
										海老名	950	1,950

(注) 上記のうち、海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間については、中日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）及び（ロ）の定めにより本割引（2会社が実施する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ 適用する期間

ロ（イ）については、平成21年5月13日から平成23年7月31日まで、ロ（ロ）については、平成21年5月13日から平成26年3月31日までとする。

⑬特別区間等における割引（Ⅱ）

イ 割引をする自動車

全自動車。

ロ 割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、(1)①イ（ロ）イ）Aの表中に定める関越特別区間の

1 キロメートル当たりの料金の額を減じるものとする。

区間 車種	関越 特別区間
軽自動車等	11.808
普通車	14.76
中型車	17.712
大型車	24.354
特大車	40.59

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより本割引（2会社が適用する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ 適用する期間

平成23年8月1日から平成26年3月31日までとする。

⑭休日夜間割引

イ 割引をする自動車

次表に掲げるインターチェンジを流出し、かつ、休日の午後10時から翌午前0時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するETC車。

中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道	東京インターチェンジから裾野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線	四日市東インターチェンジから亀山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	みえ川越インターチェンジ又はみえ朝日インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道西宮線	栗東インターチェンジから西宮インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	草津田上インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する一般国道1号及び478号（京滋バイパス）	各インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する一般国道1号（第二京阪道路）	起点、巨椋池インターチェンジ、八幡東インターチェンジ又は枚方東インターチェンジ

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金、東水戸道路の通行料金、仙台東部道路の通行料金、仙台南部道路の通行料金、秋田外環状道路の通行料金、琴丘能代道路の通行料金、湯沢横手道路の通行料金、仙塩道路の通行料金、百石道路の通行料金、仙台北部道路の通行料金並びに別添6のうちD（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまで及びつくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道、東水戸道路、仙台東部道路、仙台南部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路又は別添6のうちDに掲げる高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年4月4日から平成26年3月31日までとする。ただし、仙台南部道路については、平成25年7月1日から平成26年3月31日までとする。

⑮第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引

イ 割引をする自動車

中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジ又は中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線の亀山インターチェンジを流出し、かつ、午後11時から翌午前0時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、高速国道の通行料金、東水戸道路の通行料金、仙台東部道路の通行料金、仙台南部道路の通行料金、秋田外環状道路の通行料金、琴丘能代道路の通行料金、湯沢横手道路の通行料金、仙塩道路の通行料金、百石道路の通行料金、仙台北部道路の通行料金並びに別添6のうちD（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまで及びつくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道、東水戸道路、仙台東部道路、仙台南部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路又は別添6のうちDに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、仙台南部道路については、平成25年7月1日から平成26年3月31日までとする。

⑩首都圏中央連絡自動車道連続利用割引

イ 割引をする自動車

(イ) から (ニ) に掲げる各インターチェンジ相互間を通行する E T C 車。ただし、東北縦貫自動車道弘前線の加須インターチェンジ又は関越自動車道新潟線の東松山インターチェンジを通行する場合を除く。なお、インターチェンジはニに定めるところによる。

- (イ) AインターチェンジとCインターチェンジ及びGインターチェンジ相互間
- (ロ) BインターチェンジとDインターチェンジ相互間
- (ハ) CインターチェンジとEインターチェンジ相互間
- (ニ) CインターチェンジとFインターチェンジ相互間

ロ 割引額

割引額は150円(イ(ハ)に掲げるインターチェンジ相互間の通行については300円。)とし、高速国道の通行料金に適用する。

ハ 適用する期間

平成21年5月13日から平成26年3月31日までとする。

ニ 対象インターチェンジ

Aインターチェンジ	東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから久喜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
Bインターチェンジ	常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
Cインターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から山武市まで)の日の出インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまでの各インターチェンジ
Dインターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から山武市まで)のつくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの各インターチェンジ
Eインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ
Fインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の元八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南インターチェンジ
Gインターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から山武市まで)のあきる野インターチェンジ及び中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の海老名インターチェンジから高尾山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ

⑰東京湾アクアライン特別割引

イ 割引をする自動車

東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は、23パーセント以下とする。

⑱一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引

イ 割引をする自動車

東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を通行するETC車。

ロ 割引額

割引額は次表のとおりとする。

車種	割引額
軽自動車等	1,760円
普通車	2,200円
中型車	2,640円
大型車	3,630円
特大車	6,050円

ハ 適用する期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日までのうち、(3)ホにより届出を行う「一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における社会実験に関する割引」を実施する期間とする。

⑲障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基



づき東日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がE T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑩乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

⑪休日バス割引

イ 割引をする自動車

休日に高速道路を通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車（3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための3会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成21年7月4日から平成23年6月19日まで。

## ㉒乗合型自動車回数券割引

### イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために横浜新道、横浜横須賀道路、第三京浜道路又は京葉道路及び千葉東金道路の各インターチェンジ相互間を通行する別添1-1又は別添1-2に掲げる乗合型自動車。

### ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

### ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

## ㉓首都圏中央連絡自動車道における一部区間の料金の額

イ 首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の通行区間のうち一部区間の料金の額は、通行区間の1（1）㉒に定める料金の額（以下「料金の額」という。）に、一部区間の料金の額を一部区間の料金の額と通行区間のうち一部区間以外の区間の料金の額を合算した額で除した値を乗じた額とする。

ロ イによる料金の額により割引適用後の料金の額を算出し50円未満の端数が生じる場合には、別に規定があるに関わらず、首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）1回の通行に係る額につき24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

## ㉔割引相互間の適用関係

イ ①から㉒に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

ロ 別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

## ㉕企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ、公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

### イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

### ロ 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

### ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

### ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

### ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

### (3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

#### イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

#### ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

#### ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

#### ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

#### ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

### (4) 東日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

(1) ①イ(イ)に定める区間と他の会社が管理する高速自動車国道(均一制を適用する区間を除く。)を連続して通行する場合の料金の額は、(1) ①イ(ハ)イ Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、また(1) ②について、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

### (5) その他

イ (2) 割引制度は当面の割引であり、将来の料金制度のあり方については、高速道路の有効活用、渋滞緩和、交通需要の調整、地域振興などの観点から、財政状況や地方等の意見も踏まえ、利用しやすいものとするべく検討するものとする。

ロ インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に届け出るものとする。

## 2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月27日までとする。

## 自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

## 自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下及び車両総重量25トン以下で4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のもので車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として東日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ヰ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
原動機付自転車		法第2条第3項に規定する原動機付自転車

## 大都市近郊区間

路線名	区間
東北縦貫自動車道 弘前線	川口ジャンクションから 加須インターチェンジまで
関越自動車道 新潟線	中央ジャンクション・東八道路インターチェンジから 東松山インターチェンジまで
常磐自動車道	三郷インターチェンジから 谷田部インターチェンジまで
東関東自動車道 水戸線	三郷南インターチェンジから 成田インターチェンジまで
成田国際空港線	成田インターチェンジから 新空港インターチェンジまで



















## 別添4

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
200	300	250
250	350	300
300	400	350
350	500	450
400	550	500
450	600	600
500	650	650
550	750	750
600	800	800
650	850	850
700	950	950
750	1,000	1,000
800	1,050	1,050
850	1,150	1,150
900	1,200	1,200
950	1,250	1,250
1,000	1,300	1,350
1,050	1,400	1,400
1,100	1,450	1,450
1,150	1,500	1,500
1,200	1,600	1,600
1,250	1,650	1,650
1,300	1,700	1,700
1,350	1,800	1,800
1,400	1,850	1,850
1,450	1,900	1,900
1,500	1,950	2,000
1,550	2,050	2,050
1,600	2,100	2,100
1,650	2,150	2,200
1,700	2,250	2,250

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
1,750	2,300	2,300
1,800	2,350	2,400
1,850	2,450	2,450
1,900	2,500	2,500
1,950	2,550	2,600
2,000	2,600	2,650
2,050	2,700	2,700
2,100	2,750	2,800
2,150	2,800	2,850
2,200	2,900	2,900
2,250	2,950	3,000
2,300	3,000	3,050
2,350	3,100	3,100
2,400	3,150	3,200
2,450	3,200	3,250
2,500	3,250	3,300
2,550	3,350	3,400
2,600	3,400	3,450
2,650	3,450	3,500
2,700	3,550	3,600
2,750	3,600	3,650
2,800	3,650	3,700
2,850	3,750	3,800
2,900	3,800	3,850
2,950	3,850	3,900
3,000	3,900	4,000
3,050	4,000	4,050
3,100	4,050	4,100
3,150	4,100	4,150
3,200	4,200	4,250
3,250	4,250	4,300
3,300	4,300	4,350

別添5 一般有料道路等のキロ程 (単位: キロメートル)

一般国道6号(東水戸道路)

水戸南	水戸大洗	ひたちなか
		4.8
	5.4	10.2

一般国道6号(仙台東部道路)

亘理	岩沼	仙台空港	名取中央 スマート	名取	仙台若林 ジャンクション	仙台東	仙台港	仙台港北
								1.7
								3.5
								5.2
								7.9
								9.6
								12.6
								17.0
								19.3
								22.6
							24.8	

一般国道6号(仙台南部道路)

仙台若林ジャンクション	今泉	長町	山田	仙台南	
				—	
					6.2
					9.2
				8.7	
				11.7	
				9.9	
				12.9	

一般国道7号(秋田自動車道(秋田外環状道路))

秋田北	昭和男鹿半島
	9.5

一般国道7号(秋田自動車道(琴丘能代道路))

琴丘森岳	八竜	能代南
		4.1
		17.1

一般国道13号(湯沢横手道路)

湯沢	十文字	横手
		5.8
		13.5

一般国道14号及び16号(京葉道路)

武石	宮野木 ジャンクション	穴川	貝塚	千葉東	松ヶ丘	蘇我	千葉南 ジャンクション	
							1.6	
								3.0
								4.6
								5.9
								7.2
								10.2
								11.8
								12.7
								14.3
							16.2	
							17.8	

一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))

仙台港北	多賀城	利府ジャンクション	利府塩釜	
			2.2	
				1.6
				3.8
			2.9	
			5.1	
			7.8	
			4.0	
			5.6	

一般国道45号(百石道路)

八戸北	下田百石
	5.2

一般国道47号(仙台北部道路)

利府ジャンクション	利府	富谷ジャンクション	富谷
			1.7
			8.3
			11.8
			13.5

一般国道126号(千葉東金道路)

松尾横芝	山武成東	東金	山田	中野	高田	大宮	千葉東	
							3.2	
								4.3
								7.5
								8.2
								11.4
								10.7
								13.9
								16.1
								12.9
							24.8	
							21.6	
							29.0	
							32.2	

ただし、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から山武市まで)の国道296号インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの区間が供用する日から次のとおりとする。

松尾横芝	山武成東	東金	山田	中野	高田	大宮	千葉東	
							3.2	
								4.3
								7.5
								8.2
								11.4
								10.7
								13.9
								16.1
								12.9
							24.8	
							21.6	
							29.0	
							31.8	

一般国道127号(富津館山道路)

富浦	鋸南富山	鋸南保田	富津金谷	
			4.1	
				3.7
				7.8
			6.9	
			11.0	
			15.1	
			19.2	

一般国道233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))

深川ジャンクション	深川西
	4.4

一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))

苫小牧東	沼ノ端西
	4.0

一般国道409号及び468号(東京湾横断・木更津東金道路)(浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間については東日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。)

浮島	木更津金田	木更津西 ジャンクション	東金
	15.1		
			10.9
			16.4
			21.6
			30.4
			42.9
			50.0
			7.1
			19.6
			28.4
			33.6
			39.1
			42.5
			50.0
			7.5
			10.9
			16.4
			21.6
			30.4
			42.9
			50.0





## 別添6

A	一般国道6号(仙台東部道路)
	一般国道6号(仙台南部道路)
	一般国道7号(秋田外環状道路)
	一般国道7号(琴丘能代道路)
	一般国道13号(湯沢横手道路)
	一般国道45号(三陸自動車道(仙塩道路))
	一般国道45号(百石道路)
	一般国道47号(仙台北部道路)
	一般国道233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))
	一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))
	B
一般国道126号(千葉東金道路)	
一般国道127号(富津館山道路)	
一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち木更津金田インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間	
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間	
C	一般国道13号(米沢南陽道路)
	一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間
D	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から山武市まで)
E	一般国道16号及び468号(横浜横須賀道路)
F	一般国道14号及び16号(京葉道路)のうち習志野市鷺沼(幕張インターチェンジ)から千葉市中央区浜の町(千葉南ジャンクション)まで

別添 7 割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイルージ																																									
大口	×	大口																																								
前納	×	×	前納																																							
深夜	○	○	○	深夜																																						
通勤	○	○	○	×	通勤																																					
通勤Ⅱ	○	○	○	×	×	通勤Ⅱ																																				
早朝	○	○	○	×	×	×	早朝																																			
平夜	○	○	○	×	×	×	×	平夜																																		
平昼	○	○	○	×	×	×	×	×	平昼																																	
休昼	○	○	○	×	×	×	×	×	×	休昼																																
休特	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	休特																															
特区	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	特区																														
特区Ⅱ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特区Ⅱ																													
休夜	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	休夜																												
東亀	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	東亀																											
圏連	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	圏連																										
アケア	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	アケア																										
一般	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	一般																									
障害者	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	障害者																							
路バス	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	路バス																						
休バス	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	休バス																					

(注) 「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「通勤Ⅱ」、「早朝」、「平夜」、「平昼」、「休昼」、「休特」、「特区」、「特区Ⅱ」、「休夜」、「東亀」、「圏連」、「アクア」、「一般」、「障害者」、「路バス」、「休バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引（Ⅰ）、特別区間等における割引（Ⅱ）、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東京湾アクアライン特別割引、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	特別区間等における割引（Ⅱ）
2	深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引（Ⅰ）、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東京湾アクアライン特別割引、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引
3	障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引
4	マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引